

令和7年度志布志市社会福祉協議会会費のお願い

志布志市社会福祉協議会では、『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を目指しており、市民の皆様方が社会福祉協議会の構成員（一般会員）として、志布志市の地域福祉を支えています。

会費の一部により下記の社会福祉事業を推進していますので、どうぞ趣旨を御理解いただきまして、令和7年度志布志市社会福祉協議会会費納入に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年4月吉日

社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会 会長 溝口敏久

◎志布志市社会福祉協議会では、次のような活動を行っております。

福祉なんでも相談所	介護や障がい、生活困窮、債務、ボランティア、地域福祉活動等、地域住民の複合化・複雑化した問題の相談に応じます。
福祉のまちづくり事業	高齢者や一人暮らし世帯及び障がい者世帯の方々が安心して暮らせるよう地域住民が行う見守り活動の推進やふれあいサロン等居場所づくりの活動支援を行います。
ボランティアセンター事業	ボランティア団体の活動支援や広報活動、児童・生徒の福祉の関心を高めるためのボランティア協力校指定や福祉体験学習、また災害ボランティアセンター設置運用訓練等を通してボランティアの育成を行います。
福祉サービス利用支援事業	住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、判断能力に不安のある高齢者や日常生活を営む上で不安のある方へ預貯金の出し入れや福祉サービス利用方法等について支援しています。
資金貸付事業	低所得者世帯や身体障がい者世帯、高齢者世帯の自立更生を図るため、低利で貸し付ける生活福祉資金事業や無利子の小口貸付事業を行っています。
災害援護事業	火災、自然災害等により罹災された方に見舞金を支給しています。 また日本赤十字社から救援物資、共同募金から見舞金を支給しています。

令和7年度社協会費お願い額

- ◎一般会員 … 1世帯 200円 ◎賛助会員 … 1口 1,000円
◎団体会員 … 1口 3,000円 ◎特別会員 … 1口 5,000円

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、社会福祉法に基づいて全国・都道府県・市区町村に設置されている社会福祉法人です。誰もが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政等の協力を得ながら共に考え実行していく民間組織としての「自主性」と広く住民の皆さまや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を持っています。

社会福祉協議会を略して“社協”といいます。

社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会

○志布志本所（志布志市健康ふれあいプラザ内）

〒899-7103 志布志町志布志 3222 番地 1 TEL 099-472-1800

○有明支所（志布志市役所 有明庁舎内）

〒899-7492 有明町野井倉 1756 TEL 099-474-0310

○松山支所（志布志市役所 松山庁舎内）

〒899-7692 松山町新橋 268 TEL 099-487-2001

◆ホームページ <https://shibushi-syakyo.jp/> ◆Instagram『志布志市社会福祉協議会』で検索！